

長崎県立大学学位規程

〔平成20年4月1日〕
規程第74号

改正 平成22年8月3日規程第14号
改正 平成25年8月6日規程第22号
改正 平成27年3月24日規程第68号
改正 平成27年6月16日規程第88号
改正 平成28年3月23日規程第22号
改正 平成29年2月7日規程第1号
改正 令和2年2月4日規程第13号

(趣旨)

第1条 この規程は、長崎県立大学学則（平成20年規則第1号）第48条第2項及び長崎県立大学大学院学則（平成20年規則第2号）第38条第3項の規定に基づき、長崎県立大学（以下「本学」という。）が授与する学位に関し必要な事項を定めるものとする。

(学位)

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士及び博士とし、その専攻分野の名称は、別表のとおりとする。

一部改正 [平成27年規程第68号、平成28年規程第22号]

(学位授与の要件)

第3条 学士の学位は、本学学部を卒業した者に授与する。

2 修士の学位は、本学大学院の修士課程又は博士前期課程を修了した者に授与する。

3 博士の学位は、本学大学院の博士後期課程を修了した者に授与する。

4 前項に定めるもののほか、博士の学位は、本学大学院の博士後期課程を経ない者で、次の要件のすべてを満たすものに授与することができる。

(1) 学位論文を提出し、その審査及び試験に合格した者

(2) 本学大学院の博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有するものと確認（以下「学力の確認」という。）された者

(学位論文提出)

第4条 修士の学位を受けようとする者は、学位論文を専攻長を経て、学長に提出するものとする。

2 博士の学位を受けようとする者は、学位論文を研究科長を経て、学長に提出するものとする。

3 前2項の規定により、学位論文を提出する者は、別に定めるところにより必要書類その他の資料を提出しなければならない。

4 学長は、第3条第3項に規定する者（以下「博士後期課程修了予定者」という。）及び第3条第4項に規定する者（以下「学位申請者」という。）の学位論文の受理について、人間健康科学研究科教授会（以下「研究科教授会」という。）に審査を求め、研究科教授会の意見を聴いて決定を行う。

5 学位申請者は、学位論文提出のときまでに、学位論文審査手数料を納付しなければならない。

一部改正 [平成27年規程第68号、令和2年規程第13号]

(学位審査委員の選出)

第5条 学長は、学位論文の提出があったときはこれを受理し、修士の場合は専攻教授会に、博士の場合は研究科教授会にそれぞれその審査を求めるものとする。なお、博士後期課程修了予定者

及び学位申請者の学位論文については、受理審査を経て受理を決定した学位論文を指すものとする。

- 2 専攻教授会又は研究科教授会（以下「専攻教授会等」という。）は、前項の求めを受けたときは構成員のうちから学位審査委員を選出する。
- 3 前項の学位審査委員は3名以上選出し、その審査委員の互選で主査及び副査を決定する。
- 4 専攻教授会等は、論文の審査に当たり、論文の内容に応じ必要と認めるときは、前項の学位審査委員に、他の大学院及び研究所等の教員等を加えることができる。

一部改正 [平成27年規程第68号、令和2年規程第13号]

（本学大学院研究科在学者の学位論文の審査及び最終試験）

第6条 学長は、審査のために必要があると認めるときは、学位論文の訳文、模型又は標本等の材料を提出させることができる。

- 2 学位論文の審査及び最終試験は専攻教授会等が行うものとし、その方法は、学長が別に定める。

一部改正 [平成27年規程第68号、令和2年規程第13号]

（学位申請者の学位論文の審査及び試験）

第7条 第6条の規定は、学位申請者の学位論文の審査及び試験について、準用する。この場合において、同条中「最終試験」とあるのは「試験」と読み替えるものとする。

（学位申請者の学力の確認）

第8条 専攻教授会等は、第5条第1項の規定による学位申請者の学位論文の審査の求めを受けたときは、学位申請者の学力の確認を行うため3人以上の委員を選び、これを行わせるものとする。

- 2 学力の確認は、筆記又は口頭による試験の結果に基づいて行う。ただし、学位申請者の学歴、業績等に基づいて学力の確認を行い得る場合は、試験を省略することができる。
- 3 学長は、学力の確認のため必要があるときは、学位申請者にその著書、論文その他の資料を提出させることができる。

一部改正 [平成27年規程第68号、令和2年規程第13号]

（審査期間）

第9条 第3条第2項に規定する者（以下「修士課程又は博士前期課程修了予定者」という。）の学位論文の審査及び最終試験は、提出者の在学期間中に終了するものとする。

- 2 博士後期課程修了予定者の学位論文の審査及び最終試験は、学位論文を受理した日から1年以内に終了するものとする。ただし、学長が特別の理由があると認めたときは、その期間を1年以内に限り延長することができる。
- 3 前項の規定は、学位申請者の学位論文の審査、試験及び学力の確認について、準用する。

一部改正 [平成27年規程第68号]

（本学大学院研究科退学者の学位論文の提出、学位論文の審査、試験、学力の確認及び審査期間）

第10条 本学大学院の博士後期課程において所定の期間在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けて退学した者（以下「単位取得満期退学者」という。）が学位の授与を受けようとするときは、学位申請者の例による。

一部改正 [平成29年規程第1号]

(単位取得満期退学者の学力確認の特例)

第11条 研究科教授会は、単位取得満期退学者が退学後5年以内に学位論文を提出したときは、前条の規定によりその例によることとされる第8条の規定にかかわらず、学力の確認を行わないことができる。

(学位論文及び審査手数料の不返還)

第12条 受理した学位論文及び既に納付した学位論文審査手数料は、返還しない。

(審査結果の報告)

第13条 専攻教授会等は、学位論文の審査並びに最終試験又は試験及び学力の確認を終了したときは、学位を授与すべきか否かについて学長に意見を述べるものとする。この場合において、学位論文の審査の結果、その内容が著しく不良であると認めるときは、試験及び学力の確認を行わないことができる。

2 前項の意見において、学位を授与すべきとされたものについては、専攻長又は研究科長は、学位論文とともに、学位論文の内容の要旨、審査の結果の要旨、最終試験又は試験の結果の要旨、学力の確認の結果の要旨及び次に掲げる事項を記載した書類を学長に提出しなければならない。

(1) 授与しようとする学位の種類

(2) 授与しようとする年月日

(3) 博士の学位の場合にあっては、第3条第3項又は第4項のいずれの規定によるかの別

3 第1項の意見において、学位を授与すべきでないとしたものについては、専攻長又は研究科長は、その旨を文書により学長に報告する。ただし、試験及び学力の確認を経ないで、学位を授与できないものとしたときは、試験の結果の要旨及び学力の確認の結果の要旨を添付することを要しない。

全部改正 [平成27年規程第68号、令和2年規程第13号]

(学位の授与)

第14条 学長は、学位を授与すべきか否かについて決定する。

2 学長は、前項の決定により学位を授与する者については、所定の学位記を授与するものとする。

3 学長は、第1項の決定により、学位を授与することができない者については、その者に対しその旨を通知する。

一部改正 [平成27年規程第68号]

(学位の名称)

第15条 本学の学位を授与された者は、その学位の名称を用いるときは、「長崎県立大学」と付記するものとする。

2 学位の英語名称については、別表のとおりとする。

一部改正 [平成27年規程第88号、平成28年規程第22号]

(学位の様式)

第16条 第3条の規定により授与する学位記の様式は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところによる。

(1) 学士の学位 様式第1号

(2) 修士の学位 様式第2号

(3) 第3条第3項の規定により授与する博士の学位 様式第3号

(4) 第3条第4項の規定により授与する博士の学位 様式第4号

(審査要旨等の公表)

第17条 学長は、博士の学位を授与したときは、当該学位を授与した日から3月以内に、その学位

論文の内容の要旨及び審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表する。

一部改正 [平成 25 年規程第 22 号、平成 27 年規程第 68 号]

(学位論文の公表)

第18条 博士の学位を授与された者は、当該学位を授与された日から1年以内に、その学位論文を公表しなければならない。ただし、学位論文に関する深い基礎となる参考論文が既に公表されているときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由がある場合には、学長の承認を得て、当該学位論文の全文に代えて、その内容を要約したものを公表することができる。この場合において、学長は、その学位論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、インターネットの利用により行うものとする。

一部改正 [平成 25 年規程第 22 号、平成 27 年規程第 68 号]

(学位授与の取消し)

第19条 学長は、本学において学位を授与された者が、次の各号のいずれかに該当するときは、教授会又は専攻教授会等の議を経て、学位を取り消し、学位記を返納させ、かつ、その旨を公表する。

(1) 不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき。

(2) 学位を授与された者に、その名誉を汚辱する行為があったとき。

(3) 第18条の規定による義務を怠ったとき。

2 前項の規定による議決を行う場合には、教授会又は専攻教授会等の構成員の3分の2以上が出席し、出席者の3分の2以上の賛成を得なければならない。

一部改正 [令和 2 年規程第13号]

(補則)

第20条 この規程に定めるもののほか、学位に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年8月3日規程第14号)

この規程は、平成22年9月1日から施行する。

附 則 (平成25年8月6日規程第22号)

1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

2 改正後の第18条の規定は、この規程の施行の日以降に学位を授与した場合について適用し、同日前に博士の学位を授与した場合については、なお従前の例による。

3 改正後の第19条の規定は、この規程の施行の日以降に博士の学位を授与された者について適用し、同日前に博士の学位を授与された者については、なお従前の例による。

附 則 (平成27年3月24日規程第68号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年6月16日規程第88号)

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

2 平成28年3月31日現在経済学部及び国際情報学部 に在籍している者(以下「在学者」という。)並びにこの規程施行後在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、改正後の長崎県立大学学位規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成28年 3 月23日規程第22号）

- 1 この規程は、平成28年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成28年 3 月31日現在人間健康科学研究科看護学専攻に在籍している者（以下「在学者」という。）並びにこの規程施行後在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、改正後の長崎県立大学学位規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成29年 2 月 7 日規程第 1 号）

- 1 この規程は、平成29年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成29年 3 月31日現在人間健康科学研究科栄養科学専攻（博士後期課程）に在籍している者（以下「在学者」という。）並びにこの規程施行後在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、改正後の長崎県立大学学位規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和 2 年 2 月 4 日規程第13号）

- 1 この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 2 年 3 月31日現在経済学研究科、国際情報学研究科及び人間健康科学研究科（博士後期課程を除く）に在籍している者（以下「在学者」という。）並びにこの規程の施行後、在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者に対する学位の授与については、改正後の長崎県立大学学位規程の規定に関わらず、なお従前の例による。

別表（第2条、第15条関係）

1 学士の学位に付記する専攻分野の名称及び英語名称

学部	学科	専攻分野の名称	英語名称
経営学部	経営学科	経営学	Bachelor of Arts in Business Administration
	国際経営学科	経営学	Bachelor of Arts in Business Administration
地域創造学部	公共政策学科	公共政策学	Bachelor of Arts in Public Policy
	実践経済学科	経済学	Bachelor of Arts in Economics
国際社会学部	国際社会学科	国際社会学	Bachelor of Arts in Global and Media Studies
情報システム学部	情報システム学科	情報システム学	Bachelor of Science in Information Systems
	情報セキュリティ学科	情報セキュリティ学	Bachelor of Science in Information Security
看護栄養学部	看護学科	看護学	Bachelor of Science in Nursing
	栄養健康学科	栄養健康学	Bachelor of Science in Nutrition

2 修士の学位に付記する専攻分野の名称、課程及び英語名称

研究科	専攻	コース	専攻分野の名称	課程	英語名称
地域創生研究科	地域社会マネジメント専攻	ビジネス・マネジメントコース	経営学	修士課程	Master of Arts in Management
		経済・地域政策コース	経済学	修士課程	Master of Arts in Economics
		メディア社会コース	メディア社会学	修士課程	Master of Arts in Media and Global Studies
		国境離島文化振興コース	文化振興学	修士課程	Master of Arts in Culture and Developmental Studies
	情報工学専攻	情報セキュリティコース	情報工学	修士課程	Master of Science in Computer Science
		人間情報科学コース	情報工学	修士課程	Master of Science in Computer Science
	人間健康科学専攻	看護学実践コース	看護学	修士課程	Master of Science in Nursing
		公衆衛生看護学コース	公衆衛生看護学	修士課程	Master of Science in Public Health Nursing
		栄養科学コース	栄養学	修士課程	Master of Science in Nutrition

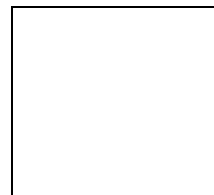
3 博士の学位に付記する専攻分野の名称及び英語名称

研究科	専攻	専攻分野の名称	英語名称
人間健康科学研究科	栄養科学専攻	栄養学	Doctor of Philosophy in Nutrition

卒業証書・学位記

氏名

年 月 日生



本学 学部 学科所定の課程を修めて

本学を卒業したことを認め

学士（ 学）の学位を授与する

年 月 日

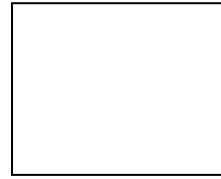
長崎県立大学長

氏 名 印

学第 号

様式第2号（第16条関係）（和文）

修第 号



学 位 記

氏 名

年 月 日生

本学大学院 研究科 専攻の

修士課程（博士前期課程）を修了したので

修士（ 学）の学位を授与する

年 月 日

長崎県立大学長

氏 名



印



UNIVERSITY OF NAGASAKI

Graduate School of

The Degree of Master of in

was conferred upon

having successfully completed the research program under proper instruction

and having had a master's thesis accepted

after assessment and examination

Recipient's Date of Birth:

Serial Number:

Date of Issue:

President

University of Nagasaki

様式第3号（第16条関係）（和文）

博甲第 号



学 位 記

氏 名

年 月 日生

本学大学院 研究科 専攻の
博士後期課程において所定の単位を取得し学位論文の
審査及び最終試験に合格したので博士（ 学）の
学位を授与する

年 月 日

長崎県立大学長

氏 名



印



UNIVERSITY OF NAGASAKI

**Graduate School of
The Degree of Doctor of Philosophy in
was conferred upon**

**having successfully completed the research program under proper instruction
and having had a doctoral dissertation accepted
after assessment and examination**

Recipient's Date of Birth:

Serial Number:

Date of Issue:

**President
University of Nagasaki**

様式第4号（第16条関係）（和文）

博乙第 号



学 位 記

氏 名

年 月 日生

本学に学位論文を提出し

所定の審査及び試験に合格したので

博士（ 学）の学位を授与する

年 月 日

長崎県立大学長

氏 名





UNIVERSITY OF NAGASAKI

**Graduate School of
The Degree of Doctor of Philosophy in
was conferred upon**

**having had a doctoral dissertation accepted
after assessment and examination**

Recipient's Date of Birth:

Serial Number:

Date of Issue:

**President
University of Nagasaki**